

(平成23年1月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月から61年3月までの国民年金の定額保険料及び付加保険料については、納付されていたと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年11月から49年3月まで
② 昭和60年4月から61年3月まで

私は、国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間については納付が確認できないとの回答を受けた。

しかし、当時居住していた県外の役場から国民年金保険料の徴収委託を受けた婦人会の集金人が、私の勤務していた事業所に集金に来ており、私はその集金人に毎月直接保険料を納付した記憶があるので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付している上、昭和51年1月からは付加保険料も納付しており、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間②については、申立期間②の前後の国民年金保険料は付加保険料を含めて納付済みとなっており、申立期間②の前後を通じて申立人の生活状況及び経済状況に大きな変化は認められないことから、申立人が申立期間②の保険料の納付が困難になった事情はうかがえない上、当時居住していた県外の役場が作成した申立人に係る「国民年金被保険者カード」の保険料納付記録欄をみると、申立期間②について、一旦「納付済」のゴム印が押されながら理由不明のまま二重線が引かれており、行政側の申立人に係る記録管理が適正に行われていなかった可能性がある。

一方、申立期間①については、申立人は申立期間の国民年金保険料を婦人会の集金人に納付したと主張しているが、申立人に係る国民年金被保険者台

帳(マイクロフィルム)の昭和 48 年度の備考欄に現年度分の保険料の未納者に対して過年度保険料の納付書が発行されたことを示す「納付書発行」のゴム印が確認できることから、申立人は婦人会の集金人に申立期間①の保険料の現年度納付を行っていなかったものと考えられる上、当該納付書により申立期間①の保険料が納付されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金の定額保険料及び付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和54年6月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年6月7日から同年9月1日まで

私は、A社に昭和49年10月に入社して以来、退職する平成19年9月まで継続して勤務していたが、厚生年金保険の加入期間を年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。昭和54年6月1日付けで同社本社から同社B支社へ転勤となったが、継続して同社の社員であったことから、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立人に係る人事通知書及び申立人の雇用保険の加入記録により、申立人は、同社に継続して勤務し（同社本社から同社B支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記人事通知書によると申立人は昭和54年6月1日付けで異動発令されているが、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録から判断すると、同年6月7日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和54年9月の厚生年金保険被保険者原票の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、確認できる関連資料は無いものの、事業主は厚生年金保険被保険者資格取得届の記載を誤って手続したことを認めていることから、同事業主が昭和54年9月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月から同年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

沖縄厚生年金 事案 357

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 1 月 29 日から 48 年 1 月 29 日まで
私は昭和 46 年 12 月 1 日から 48 年 1 月 29 日まで A 事業所で勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について A 事業所の事業主に照会したところ、これらの事実を確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかつた上、申立人が同僚として氏名を挙げた者は既に死亡していることから、申立てに係る証言を得ることができない。

また、申立期間当時、A 事業所に勤務し、厚生年金保険の加入記録がある同僚は、「私は、A 事業所に入社し 1 年半か 2 年ほど勤務していたが、自分で国民年金に加入していた。私の厚生年金保険の加入記録が 3 か月あるとは知らなかつた。」と証言している。

さらに、A 事業所に係る健康保険・厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間について申立人の氏名は無く、被保険者整理番号に欠番も無い上、同名簿の記録管理に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 10 月 1 日から 49 年 4 月 1 日まで
私は、申立期間においてA社に正社員として勤務していたが、年金事務所の記録では厚生年金保険の加入期間になっていないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に正社員として勤務していたと主張しているが、申立人が名前を挙げた同僚は、「私が申立人と一緒に働いていたのは、私がA社を退職した昭和 48 年 4 月以降、同社の下請会社であるB社に勤めていたときだったと思う。」と述べている上、A社を継承するC社は、「申立期間当時から在籍している社員によれば、『申立人は下請会社の従業員だったように思う』と述べている。」と回答しているほか、A社に係る申立人の雇用保険の加入記録は確認できない。

また、C社が保管する申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」を確認しても申立人の氏名は無く、当該通知書の記録はオンライン記録と一致している。

さらに、A社に係る被保険者名簿に申立人の氏名は無く、被保険者整理番号に欠番も無い。

なお、A社の下請会社であったとする複数の事業所にも、申立人の申立期間における勤務実態等を照会したものの、申立てに係る事実は確認できなかった。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。